

福岡県漁業調整規則を制定し、ここに公布する。

福岡県漁業調整規則

福岡県漁業調整規則(昭和四十三年福岡県規則第六十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 漁業の許可(第四条―第三十一条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置(第三十二条―第四十七条)

第四章 漁業の取締り(第四十八条―第五十一条)

第五章 雑則(第五十二条―第五十六条)

第六章 罰則(第五十七条―第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令と相まって、福岡県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

(県内に住所を有しない者の申請)

第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項又は第三十三条第三項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

(代表者の届出)

第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

第二章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業

二 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業(第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。)

三 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。)

四 おちのり網漁業 海面において固定網具によりおちのりをとることを目的とする漁業

五 底びき網漁業 海面において無動力漁船を使用して底びき網により行う漁業

六 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業

七 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業

八 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

九 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業(次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第十一号に掲げるげんしき網漁業を除く。)

十 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業

- 十一 げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業
- 十二 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業(第十四号に掲げるあんこう網漁業を除く。)
- 十三 集魚灯利用すくい網漁業 海面において集魚灯を利用してすくい網により行う漁業(第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。)
- 十四 あんこう網漁業 海面においてあんこう網により行う漁業
- 十五 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り(いかをとることを目的とするものに限る。))により行う漁業
- 十六 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第八号に掲げる小型まき網漁業を除く。)
- 十七 空釣なわ漁業 海面(筑前海区を除く。))において空釣なわにより行う漁業
- 十八 延なわ漁業 福岡県豊前海区(以下「豊前海区」という。))において動力漁船を使用して延なわ(たい、ちぬ、ふぐ又ははもをとることを目的とするものに限る。))により行う漁業
- 十九 かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
- 二十 たこつば漁業 海面においてたこつば(有蓋たこつばを含む。))により行う漁業
- 二十一 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を使用するものを除く。))により行う漁業
- 二十二 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- 二十三 小型定置網漁業 海面において小型定置網(第三十二条第三号に掲げる漁業の方法を除く。))により行う漁業
- 二十四 建干網漁業 海面において建干網(江切網又は建切網を使用するものを含む。以下同じ。))により行う漁業
- 二十五 簡易潜水器漁業 海面において簡易潜水器により行う漁業

- 2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(令五規則三一・一部改正)

(許可を受けた者の責務)

第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第六条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第七条 前条の認可(以下「起業の認可」という。))を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- 2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 知事許可漁業の種類
- 三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- 四 漁具の種類、数及び規模
- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項

- 2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(令五規則三一・一部改正)

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- 一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合
 - 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - 二 暴力団員等であること。
 - 三 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - 五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- 2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- (新規の許可又は起業の認可)

第十一条 知事は、許可(第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- 一 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
 - 二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - 三 推進機関の馬力数
 - 四 操業区域
 - 五 漁業時期
 - 六 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

- 第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 一 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
- 二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十五号までに掲げる漁業 五年

二 第四条第一項第一号に掲げる漁業 一年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(令五規則三一・一部改正)

(変更の許可)

第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

- 第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、[第二十三条第一項](#)の規定により許可の効力を停止された期間及び[法第百十九条第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定に基づく命令、[法第百二十条第一項](#)の規定による指示、[同条第十一項](#)の規定による命令、[法第百二十一条第一項](#)の規定による指示又は[同条第四項](#)において読み替えて準用する[法第百二十条第十一項](#)の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、[前項](#)の期間に算入しない。
- 3 [第一項](#)の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- (資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、[次の表](#)の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、[次項各号](#)に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び中型まき網漁業	翌月の末日まで
うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業及び簡易潜水器漁業	毎年の漁業時期終了の翌月末日まで

- 2 [前項](#)の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称)
 - 二 許可番号
 - 三 報告の対象となる期間
 - 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
 - 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
 - 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
 - 七 その他必要な事項
- (令五規則三一・一部改正)

- (適格性の喪失等による許可等の取消し等)
- 第二十二条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が[第九条第一項第二号](#)又は[第十条第一項各号](#)のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。
- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、[前項](#)の規定による処分をしようとするときは、[行政手続法第十三条第一項](#)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 [第一項](#)又は[第二項](#)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- (公益上の必要による許可等の取消し等)

- 第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 2 [前条第三項](#)及び[第四項](#)の規定は、[前項](#)の規定による処分について準用する。
- (許可証の交付)

- 第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- 一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

- 二 漁業種類
- 三 操業区域及び漁業時期
- 四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 五 許可の有効期間
- 六 条件
- 七 その他参考となるべき事項
(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十六条第一項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第二十二條第二項又は第二十三條第一項の規定により、許可を変更したとき。

五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十一条 次に掲げる漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部又は甲板上の両舷側の見やすい場所に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 一 おちのり網漁業
- 二 小型機船底びき網漁業
- 三 ごち網漁業(手びきごち網漁業を除く。)
- 四 潜水器漁業

- 2 前項各号に掲げる漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十二条 何人も、海面において次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- 一 空釣こぎ(文鎮こぎ及びかけなわこぎを含む。)
- 二 狩込式瀬建網
- 三 潟羽瀬
- 四 沖縄式追込網(豊前海区を除く。)
- 五 空釣なわ(筑前海区におけるものに限る。)
- 六 たいらぎ搔き

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第三十三条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 一 やな(しろやなを含む。)
- 二 河川の一部を遮断して行ううけ
- 三 流刺し網
- 四 囲刺し網
- 五 固定式刺し網
- 六 げんしき流網
- 七 囲網
- 八 地びき網
- 九 鵜飼漁法

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- 二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- 三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

- 3 第一項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 採捕の種類
- 三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- 四 漁具の数及び規模
- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 七 その他参考となるべき事項

- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- 一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合

- 二 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、[第十三項](#)において準用する[第二十三條第一項](#)の規定により許可の効力を停止された期間及び[法第二百二十條第一項](#)の規定による指示若しくは[同条第十一項](#)の規定による命令により[第一項各号](#)に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、[前項](#)の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- 一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 二 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - 四 許可の有効期間
 - 五 条件
 - 六 その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、[前項](#)の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 [前項](#)の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 [前項](#)の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく[同項](#)に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 [第八条第二項](#)、[第九条第二項](#)及び[第三項](#)、[第十三條](#)、[第二十条第三項](#)、[第二十二條](#)、[第二十三條](#)並びに[第二十六條](#)から[第三十條](#)までの規定は、採捕の許可について準用する。
- (漁具漁法の制限及び禁止)

第三十四条 何人も、海面においては、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、[第五号](#)及び[第六号](#)に掲げる漁法にあっては、[第四条第一項第一号](#)に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。

- 一 水中鉄砲(発射装置を有する漁具をいう。以下同じ。)
 - 二 水中に電流を通じてする漁法
 - 三 照明を利用する鉾突漁法(やすを使用してする場合を含む。)
 - 四 干潟えびかき漁法(豊前海区におけるものに限る。)
 - 五 干潟において照明を利用する漁法(筑前海区及び豊前海区におけるものに限る。ただし、豊前海区において漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合を除く。)
 - 六 集魚灯を利用する漁法(福岡県有明海区(以下「有明海区」という。)におけるものに限る。)
 - 七 ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法(有明海区におけるものに限る。)
- 2 何人も、内水面においては、[次の表](#)の上欄に掲げる区域において、[同表](#)の中欄に掲げる漁具又は漁法によって[同表](#)の下欄に掲げる期間は水産動物を採捕してはならない。

区域	漁具又は漁法	期間
全ての内水面	潟羽瀬、建干網、壘漬(桶漬及び壘漬類似のものを含む。)、水中に電流を通じてする漁法、火光を利用する漁法(ただし、 第四条第一項第一号 に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合並	周年

	びに筑後川本流久留米市宮ノ陣の宮ノ陣橋から上流の刺し網、火振網漁法及び鵜飼漁法並びに同宮ノ陣橋から下流のさよりすくい網、火振網漁法及び鉾突漁法の場合を除く。)及び浜堰	
県内全河川	竿迫たも網、瀬替、ざる漬、へら迫、ふなろううけ及び水中鉄砲	周年
全ての内水面	潜水鉾	十一月一日から翌年七月三十一日まで
筑後川及びその支流	手押網、川あんこう網、河流を遮断する網、水中鉾、かぶりだし及びとばせ網	周年
那珂川、室見川及び紫川	投網	一月一日から六月三十日まで

第三十五条 次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の中欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

海域	漁具	範囲
筑前海区	自家用餌料びき網	ビームの長さ五メートル以下
筑前海区及び豊前海区	三重網を使用する底刺し網	網丈 二メートル以下

(漁具の積載禁止)

第三十六条 次に掲げる漁具は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んではならない。

- 一 滑走装置を備えた桁(けた)
- 二 網口開口板

(禁止区域等)

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の下欄に掲げる区域においては、操業してはならない。

漁業種類	禁止区域
小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業のうち、手びき網漁業を除く。)	有明海区
手繰第一種漁業(いか巣びき網漁業を除く。)	筑前海区
ぼら罎刺し網漁業	有明海区

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
一 あゆ	一月一日から五月三十一日まで	海面及び内水面(筑後川及びその支流を除く。)
	一月一日から五月十九日まで	筑後川及びその支流
二 うなぎ(全長二十一センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面及び内水面
三 ぶり(もじゃこ)(全長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
四 いせえび(全長二十センチメー	周年	海面

トル以下のものに限る。)		
五 いせえび(全長二十センチメートルを超えるものに限る。)	五月二十一日から八月二十日まで	海面
六 がざみ(全甲幅長十三センチメートル未満のものに限る。)	周年	豊前海区
七 くるまえび(全長十センチメートル以下のものに限る。)	周年	豊前海区における干潟
八 しばえび	八月一日から八月三十一日まで	豊前海区
九 いいだこ	七月一日から八月二十日まで	港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)第一条 に規定する博多港の港の区域
十 まだこ(体重百グラム以下のものに限る。)	周年	海面
十一 あわび(殻長十センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
十二 あさり(殻長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
十三 あかがい(殻長七センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面(豊前海区を除く。)
十四 あかがい(殻長七センチメートルを超えるものに限る。)	五月十六日から十月二十日まで	海面(豊前海区を除く。)
十五 さるぼう(もがい、みろくがい)(殻長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
十六 たいらぎ(殻長十五センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
十七 たいらぎ(殻長十五センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から九月三十日まで	海面
十八 はまぐり(殻長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	有明海区
十九 はまぐり(殻長三センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から八月三十一日まで	有明海区

二十 はまぐり(殻長四センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面(有明海区を除く。)
二十一 はまぐり(殻長四センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から八月三十一日まで	海面(有明海区を除く。)
二十二 すずき(全長七センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
二十三 ぼら(めなだ(やすみ)を含む。全長十センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
二十四 すっぽん(体重百八十七グラム以下のものに限る。)	周年	内水面
二十五 すっぽん(体重百八十七グラムを超えるものに限る。)	一月一日から三月三十一日まで、及び六月一日から七月三十一日まで	内水面
二十六 うぐい(全長六センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
二十七 うぐい(全長六センチメートルを超えるものに限る。)	三月一日から五月三十一日まで	内水面(筑後川及びその支流を除く。)
	四月九日から五月十日まで	筑後川及びその支流
二十八 おいかわ(はや)(全長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
二十九 おいかわ(はや)(全長三センチメートルを超えるものに限る。)	二月一日から二月末日まで(竿釣りによる場合を除く。)	内水面
三十 かまつか(全長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
三十一 こい(全長十六センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面
三十二 こい(全長十六センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から六月三十日まで	内水面
三十三 ふな(全長三センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面

ル以下のものに限る。)		
三十四 ふな(全長三センチメートルを超えるものに限る。)	六月一日から六月三十日まで	内水面
三十五 やまめ(えのは)	十月一日から十二月三十一日まで	内水面
三十六 しじみ(殻長一センチメートル以下のものに限る。)	周年	内水面

2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十二号から第三十六号までの規定は適用しない。

3 第一項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(令五規則三一・一部改正)

(内水面における採捕の制限)

第三十九条 何人も、別表第一の上欄に掲げる河川のうち同表の下欄に掲げる区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

2 何人も、別表第二の上欄に掲げる期間は、それぞれ同表の中欄に掲げる河川のうち同表の下欄に掲げる区域において、水産動植物を採捕してはならない。

3 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて内水面において採捕する場合は、前二項の規定は適用しない。

(電気設備の制限)

第四十条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一漁船につきそれぞれ同表の下欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。

漁業名	総設備容量の範囲
一本釣り漁業	集魚灯に使用する電球十キロワット。ただし、次のア、イ及びウを順次に結んだ直線以北のうち、宗像市大島沖島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から三海里以内を除いた海域においてはこの限りでない。 ア 山口県下関市蓋井島の北端 イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位三百十八度、二千メートルの点 ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島字臼島臼島灯台

(おちのりの採取の制限)

第四十一条 区画漁業権に基づいて敷設されたのりひびの周囲二十メートル以内の区域においては、おちのりを採取してはならない。ただし、当該漁業権に基づき当該漁業を営む者又はその従事者が当該漁業権に係る行使区域においておちのりを採取するとき(固定網具を使用して採取する場合を除く。)は、この限りでない。

(魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第四十二条 魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合は、河川の流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十三条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

一 さお釣り及び手釣り(集魚灯を利用する場合は第四十条の表一本釣り漁業の項の総設備容量の範囲を超える電気設備を使用してはならない。)

二 たも網及び又手網(照明を利用するものを除く。)

三 投網(船を使用しないものに限る。)

四 やす、は具

五 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 漁業者が漁業を営む場合
- 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

3 第一項各号に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕する場合は、正当なる漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第四十四条 海面において、水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 内水面において、水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつするおそれがあるものを放置してはならない。

3 知事は、前二項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

4 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第四十五条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 目的

三 免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可する場合には、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 知事は、第一項の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 区域

三 期間

四 条件

6 知事は、第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、当該許可につき、その内容を変更し、条件を付け、若しくは取り消し、又は岩礁の破碎若しくは土砂若しくは岩石の採取を停止させることがある。

7 知事は、前項の規定による当該許可の内容の変更、条件の付加若しくは取消し、又は岩礁の破碎若しくは土砂若しくは岩石の採取の停止を行おうとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

8 第六項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(砂れきの採取禁止等)

第四十六条 内水面のうち第三十九条に規定する禁止区域において、砂れきを採取してはならない。ただし、知事が内水面漁場管理委員会の意見を聴き、特に必要と認めた場合又は河川法(昭和

- 2 内水面のうち前項に規定する区域を除く漁業権の存する漁場内で、知事が水産動植物の保護培養上特に必要と認めて指定する区域において、岩礁を破砕し、又は砂れき若しくは岩石を採取しようとする場合は、河川管理者が河川管理のため岩礁を破砕する等の場合を除き、知事の許可を受けなければならない。
- 3 河川管理者は、前二項の区域において河川管理のため砂れきを採取する場合は、漁業権を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、第二項の区域を指定しようとするときは、あらかじめ内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第二項の許可を受けようとする者は、漁業権を有する者の同意を得なければならない。
(試験研究等の適用除外)

第四十七条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)(の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)(のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 目的
 - 三 適用除外の許可を必要とする事項
 - 四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
 - 五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
 - 六 採捕の期間及び区域
 - 七 使用する漁具及び漁法
 - 八 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - 一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 適用除外の事項
 - 三 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - 四 採捕の期間及び区域
 - 五 使用する漁具及び漁法
 - 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - 八 許可の有効期間
 - 九 条件
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

(停泊命令等)

第四十八条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。(船長等の乗組み禁止命令)

第四十九条 知事は、第四条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第五十条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(令七規則三一・一部改正)

(停船命令)

第五十一条 漁業監督吏員は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第五章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第五十二条 法第百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第五十三条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十四条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(内水面漁場管理委員会)

第五十五条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第五十六条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第六章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第四項若しくは第六項の規定により付けた条件に違反したとき。

三 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十四条第三項又は第四十九条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 第四十五条第六項の規定に基づく岩礁破碎等の停止の命令に違反したとき。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(令七規則三一・一部改正)

第五十八条 第二十五条第一項(第四十七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

(令七規則三一・一部改正)

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十七条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項(第四十七条第八項において準用する場合を含む。)の規定、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第十二項の規定又は第四十七条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
(福岡県内水面漁業調整規則の廃止)

第二条 福岡県内水面漁業調整規則(昭和二十六年福岡県規則第六十五号)は、廃止する。
(内水面の採捕の許可に関する経過措置)

第三条 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。)附則第二十九条の規定により第三十三条第一項の許可を受けたものとみなされる場合については、前条の規定による廃止前の福岡県内水面漁業調整規則第十一条の二の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
(試験研究等の適用除外に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二十九条の規定により第四十七条第一項の許可を受けたものとみなされる場合については、この規則による改正前の福岡県漁業調整規則第四十七条第六項の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和五年規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、令和五年九月一日から施行する。

附 則(令和七年規則第三一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十七条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は令和七年六月一日から施行する。
(経過措置)

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

別表第1(第39条第1項関係)

河川	区域
矢部川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十五分十・二秒 東経百三十度四十五分十七・八秒 イ 北緯三十三度十五分八・九秒 東経百三十度四十五分十九・〇秒 ウ 北緯三十三度十五分八・七秒 東経百三十度四十五分十五・五秒 エ 北緯三十三度十五分七・〇秒 東経百三十度四十五分十六・八秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十五分四十一・二秒 東経百三十度四十三分十四・二秒 イ 北緯三十三度十五分四十・四秒 東経百三十度四十三分十五・四秒 ウ 北緯三十三度十五分三十九・一秒 東経百三十度四十三分七・〇秒 エ 北緯三十三度十五分三十七・二秒 東経百三十度四十三分八・三秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十四分二十六・七秒 東経百三十度三十八分四十九・三秒 イ 北緯三十三度十四分二十五・五秒 東経百三十度三十八分四十九・六秒 ウ 北緯三十三度十四分二十一・八秒 東経百三十度三十八分三十七・四秒 エ 北緯三十三度十四分二十・四秒 東経百三十度三十八分三十七・八秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十一分十・七秒 東経百三十度四十三分八・四秒 イ 北緯三十三度十一分八・八秒 東経百三十度四十三分七・六秒 ウ 北緯三十三度十一分十八・七秒 東経百三十度四十三分四・八秒 エ 北緯三十三度十一分二十一・五秒 東経百三十度四十三分三・三秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十二分二十九・五秒 東経百三十度四十二分三十六・八秒 イ 北緯三十三度十二分二十八・三秒 東経百三十度四十二分三十五・九秒 ウ 北緯三十三度十二分三十・八秒 東経百三十度四十二分二十一・五秒 エ 北緯三十三度十二分二十九・四秒 東経百三十度四十二分二十二・九秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

筑後川水系	ア	北緯三十三度十二分四十五・八秒	東経百三十度三十七分三十六・九秒
	イ	北緯三十三度十二分四十三・六秒	東経百三十度三十七分三十四・八秒
	ウ	北緯三十三度十二分三十七・四秒	東経百三十度三十七分四十三・九秒
	エ	北緯三十三度十二分三十七・五秒	東経百三十度三十七分四十・〇秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
	ア	北緯三十三度十一分五十三・二秒	東経百三十度三十六分二十三・九秒
	イ	北緯三十三度十一分五十二・五秒	東経百三十度三十六分二十二・八秒
	ウ	北緯三十三度十一分五十七・三秒	東経百三十度三十六分八・〇秒
	エ	北緯三十三度十一分五十六・九秒	東経百三十度三十六分九・一秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
今川水系	ア	北緯三十三度十五分二十二・七秒	東経百三十度三十分二十八・三秒
	イ	北緯三十三度十五分二十一・八秒	東経百三十度三十分二十七・九秒
	ウ	北緯三十三度十五分二十九・四秒	東経百三十度三十分二十二・五秒
	エ	北緯三十三度十五分二十八・九秒	東経百三十度三十分二十一・〇秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
	ア	北緯三十三度十六分七・四秒	東経百三十度二十九分二十三・九秒
	イ	北緯三十三度十六分五・九秒	東経百三十度二十九分二十三・一秒
	ウ	北緯三十三度十六分十・七秒	東経百三十度二十九分四・九秒
	エ	北緯三十三度十六分九・四秒	東経百三十度二十九分四・〇秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
遠賀川水系	ア	北緯三十三度二十一分五十四・四秒	東経百三十度四十五分三十一・四秒
	イ	北緯三十三度二十一分五十一・八秒	東経百三十度四十五分三十六・五秒
	ウ	北緯三十三度二十一分五十二・三秒	東経百三十度四十五分十九・八秒
	エ	北緯三十三度二十一分四十七・八秒	東経百三十度四十五分二十・〇秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
	ア	北緯三十三度二十一分四十七・九秒	東経百三十度三十九分五十四・二秒
	イ	北緯三十三度二十一分三十九・二秒	東経百三十度三十九分五十四・二秒
	ウ	北緯三十三度二十一分四十七・一秒	東経百三十度三十九分四十七・四秒
	エ	北緯三十三度二十一分三十九・四秒	東経百三十度三十九分四十七・五秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面のうち福岡県区域		
遠賀川水系	ア	北緯三十三度十五分五十五・九秒	東経百三十度二十六分五十九・二秒
	イ	北緯三十三度十五分五十二・八秒	東経百三十度二十七分一・七秒
	ウ	北緯三十三度十五分五十二・四秒	東経百三十度二十六分五十三・八秒
	エ	北緯三十三度十五分五十・四秒	東経百三十度二十六分五十四・四秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
	ア	北緯三十三度四十四分四・六秒	東経百三十度五十九分二十六・三秒
	イ	北緯三十三度四十四分二・〇秒	東経百三十度五十九分二十八・一秒
	ウ	北緯三十三度四十四分八・三秒	東経百三十度五十九分三十四・二秒
	エ	北緯三十三度四十四分五・九秒	東経百三十度五十九分三十五・八秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
遠賀川水系	ア	北緯三十三度三十八分四十一・一秒	東経百三十度五十五分二十七・三秒
	イ	北緯三十三度三十八分四十一・九秒	東経百三十度五十五分二十四・七秒
	ウ	北緯三十三度三十八分五十七・八秒	東経百三十度五十五分三十八・二秒
	エ	北緯三十三度三十八分五十八・六秒	東経百三十度五十五分三十六・六秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
	ア	北緯三十三度三十四分五十三・〇秒	東経百三十度五十二分五十六・一秒
	イ	北緯三十三度三十四分五十三・〇秒	東経百三十度五十二分五十七・〇秒
	ウ	北緯三十三度三十四分四十八・三秒	東経百三十度五十二分五十五・七秒
	エ	北緯三十三度三十四分四十八・三秒	東経百三十度五十二分五十六・五秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		
遠賀川水系	ア	北緯三十三度三十五分〇・七秒	東経百三十度五十三分五十六・八秒
	イ	北緯三十三度三十五分〇・四秒	東経百三十度五十三分五十六・三秒
	ウ	北緯三十三度三十五分十・二秒	東経百三十度五十三分四十四・七秒
	エ	北緯三十三度三十五分九・〇秒	東経百三十度五十三分四十五・三秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流全域		
	ア	北緯三十三度三十分四十九・七秒	東経百三十度五十四分三十九・二秒
	イ	北緯三十三度三十分四十九・三秒	東経百三十度五十四分三十九・五秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面		

	ア 北緯三十三度四十分十四・九秒 東経百三十度三十六分二十四・六秒 イ 北緯三十三度四十分十五・九秒 東経百三十度三十六分二十五・五秒 ウ 北緯三十三度四十分十九・八秒 東経百三十度三十六分二十・一秒 エ 北緯三十三度四十分十九・二秒 東経百三十度三十六分二十一・四秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度四十一分四十二・五秒 東経百三十度三十八分十八・三秒 イ 北緯三十三度四十一分四十一・八秒 東経百三十度三十八分十九・一秒 ウ 北緯三十三度四十一分四十二・三秒 東経百三十度三十八分二十二・四秒 エ 北緯三十三度四十一分四十二・四秒 東経百三十度三十八分二十二・二秒
室見川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面、 オ及びカの点を結んだ線からキ及びクの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十分四十八・三秒 東経百三十度十九分四十五・一秒 イ 北緯三十三度三十分四十九・二秒 東経百三十度十九分四十七・二秒 ウ 北緯三十三度三十一分十二・六秒 東経百三十度十九分二十三・六秒 エ オ 北緯三十三度三十一分十四・二秒 東経百三十度十九分二十六・三秒 カ 北緯三十三度三十三分十六・四秒 東経百三十度十九分二十八・四秒 キ 北緯三十三度三十三分十六・二秒 東経百三十度十九分三十一・八秒 ク 北緯三十三度三十三分二十五・〇秒 東経百三十度十九分二十九・一秒 北緯三十三度三十三分二十五・九秒 東経百三十度十九分三十一・八秒
那珂川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度二十八分十八・八秒 東経百三十度二十五分五・九秒 イ 北緯三十三度二十八分十八・五秒 東経百三十度二十五分四・八秒 ウ 北緯三十三度二十八分十八・二秒 東経百三十度二十四分五十七・二秒 エ 北緯三十三度二十八分十七・一秒 東経百三十度二十四分五十六・八秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度二十九分四十二・二秒 東経百三十度二十五分八・七秒 イ 北緯三十三度二十九分四十一・三秒 東経百三十度二十五分十・四秒 ウ 北緯三十三度二十九分三十三・七秒 東経百三十度二十五分六・七秒 エ 北緯三十三度二十九分三十三・九秒 東経百三十度二十五分七・八秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十四分五十・五秒 東経百三十度二十四分四十一・三秒 イ 北緯三十三度三十四分五十一・九秒 東経百三十度二十四分四十三・四秒 ウ 北緯三十三度三十五分四十八・一秒 東経百三十度二十四分〇・一秒 エ 北緯三十三度三十五分五十一・二秒 東経百三十度二十四分三・二秒
紫川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度五十分七・四秒 東経百三十度五十一分三十八・四秒 イ 北緯三十三度五十分七・四秒 東経百三十度五十一分四十・九秒 ウ 北緯三十三度五十分十九・六秒 東経百三十度五十一分四十三・四秒 エ 北緯三十三度五十分十七・六秒 東経百三十度五十一分四十四・五秒
岩岳川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十七分八・一秒 東経百三十一度八分三十四・二秒 イ 北緯三十三度三十七分八・一秒 東経百三十一度八分三十四・八秒 ウ 北緯三十三度三十七分十六・一秒 東経百三十一度八分四十・三秒 エ 北緯三十三度三十七分十五・九秒 東経百三十一度八分四十一・〇秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十六分二十九・三秒 東経百三十一度九分五十五・三秒 イ 北緯三十三度三十六分二十七・八秒 東経百三十一度九分五十六・三秒 ウ 北緯三十三度三十六分四十二・二秒 東経百三十一度十分一・九秒 エ 北緯三十三度三十六分四十二・二秒 東経百三十一度十分四・三秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十三分二十四・一秒 東経百三十一度三分四十二・九秒 イ 北緯三十三度三十三分二十四・一秒 東経百三十一度三分四十四・四秒 ウ 北緯三十三度三十三分三十二・三秒 東経百三十一度四分四十七・二秒 エ 北緯三十三度三十三分三十一・二秒 東経百三十一度四分四十七・三秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流全域 ア 北緯三十三度三十一分四十六・五秒 東経百三十一度〇分三十八・六秒 イ 北緯三十三度三十一分四十五・七秒 東経百三十一度〇分四十・六秒
祓川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十六分三十・七秒 東経百三十度五十七分三十九・三秒

	イ 北緯三十三度三十六分三十二・〇秒 東経百三十度五十七分三十九・七秒 ウ 北緯三十三度三十六分四十六・九秒 東経百三十度五十七分四十二・五秒 エ 北緯三十三度三十六分四十六・六秒 東経百三十度五十七分四十四・二秒
城井川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十二分四十六・七秒 東経百三十度五十九分五・三秒 イ 北緯三十三度三十二分四十六・八秒 東経百三十度五十九分六・五秒 ウ 北緯三十三度三十三分十四・〇秒 東経百三十度五十九分二十四・二秒 エ 北緯三十三度三十三分十三・六秒 東経百三十度五十九分二十五・〇秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十五分四十三・七秒 東経百三十度五十八分五十一・六秒 イ 北緯三十三度三十五分四十三・三秒 東経百三十度五十八分五十二・三秒 ウ 北緯三十三度三十五分五十六・二秒 東経百三十度五十八分四十五・七秒 エ 北緯三十三度三十五分五十六・九秒 東経百三十度五十八分四十六・二秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十六分三十八・二秒 東経百三十度五十九分十・一秒 イ 北緯三十三度三十六分三十七・五秒 東経百三十度五十九分十一・一秒 ウ 北緯三十三度三十六分四十一・〇秒 東経百三十度五十九分十一・六秒 エ 北緯三十三度三十六分四十・〇秒 東経百三十度五十九分十三・二秒
	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十五分二十九・七秒 東経百三十度五十九分二十三・七秒 イ 北緯三十三度三十五分三十・六秒 東経百三十度五十九分二十五・三秒 ウ 北緯三十三度三十五分四十八・八秒 東経百三十度五十九分四・三秒 エ 北緯三十三度三十五分四十九・五秒 東経百三十度五十九分五・六秒

別表第2(第39条第2項関係)

期間	河川	区域
二月一日から 六月三十日まで	矢部川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度九分十九・二秒 東経百三十度二十八分八・五秒 イ 北緯三十三度九分十五・七秒 東経百三十度二十八分七・九秒 ウ 北緯三十三度九分十九・九秒 東経百三十度二十八分〇・三秒 エ 北緯三十三度九分十六・八秒 東経百三十度二十七分五十九・八秒
二月一日から 六月三十日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度九分五十五・六秒 東経百三十度二十八分二十・四秒 イ 北緯三十三度九分五十三・二秒 東経百三十度二十八分二十二・八秒 ウ 北緯三十三度九分五十一・六秒 東経百三十度二十八分十五・六秒 エ 北緯三十三度九分五十・〇秒 東経百三十度二十八分十九・三秒
二月一日から 六月三十日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十分三十六・五秒 東経百三十度二十五分五十・二秒 イ 北緯三十三度十分三十三・五秒 東経百三十度二十五分五十・二秒 ウ 北緯三十三度十分三十二・六秒 東経百三十度二十五分三十九・七秒 エ 北緯三十三度十分三十・〇秒 東経百三十度二十五分四十・六秒
二月一日から 六月三十日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十一分七・二秒 東経百三十度三十二分十五・二秒 イ 北緯三十三度十一分三・四秒 東経百三十度三十二分十四・八秒 ウ 北緯三十三度十一分五・三秒 東経百三十度三十二分五・六秒

二月一日から 六月三十日まで		エ 北緯三十三度十一分〇・六秒 東経百三十度三十二分八・〇秒 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線とオ及びカの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十二分三十二・二秒 東経百三十度三十四分四十八・八秒 イ 北緯三十三度十二分二十八・〇秒 東経百三十度三十四分五十・〇秒 ウ 北緯三十三度十二分二十四・三秒 東経百三十度三十四分三十・五秒 エ 北緯三十三度十二分二十一・八秒 東経百三十度三十四分三十三・六秒 オ 北緯三十三度十二分三十一・八秒 東経百三十度三十四分三十七・七秒 カ 北緯三十三度十二分三十一・四秒 東経百三十度三十四分三十七・八秒
九月十五日から 十月三十一日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十分五十九・四秒 東経百三十度三十二分四十九・四秒 イ 北緯三十三度十分五十二・六秒 東経百三十度三十二分四十八・七秒 ウ 北緯三十三度十分五十九・七秒 東経百三十度三十二分四十七・三秒 エ 北緯三十三度十分五十三・九秒 東経百三十度三十二分四十四・七秒
九月十五日から 十月三十一日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十分二十五・九秒 東経百三十度二十九分三十・〇秒 イ 北緯三十三度十分二十・五秒 東経百三十度二十九分三十・二秒 ウ 北緯三十三度十分二十三・八秒 東経百三十度二十九分十一・四秒 エ 北緯三十三度十分十七・八秒 東経百三十度二十九分十四・六秒
九月十五日から 十月三十一日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十分五十八・五秒 東経百三十度三十分三十二・五秒 イ 北緯三十三度十分五十三・七秒 東経百三十度三十分三十一・〇秒 ウ 北緯三十三度十分五十八・九秒 東経百三十度三十分二十一・三秒 エ 北緯三十三度十分五十二・三秒 東経百三十度三十分二十二・三秒
九月一日から 十月十五日まで	筑後川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度二十一分五十・八秒 東経百三十度三十九分四・六秒 イ 北緯三十三度二十一分四十五・一秒 東経百三十度三十九分四・七秒 ウ 北緯三十三度二十一分五十・六秒 東経百三十度三十九分〇・〇秒 エ 北緯三十三度二十一分四十四・九秒 東経百三十度三十九分〇・九秒
十一月一日から 三月三十一日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面のうち福岡県区域 ア 北緯三十三度十五分五・七秒 東経百三十度二十四分三十八・四秒 イ 北緯三十三度十四分五十六・九秒 東経百三十度二十四分四十四・二秒 ウ 北緯三十三度十五分〇・五秒 東経百三十度二十四分二・五秒

		エ 北緯三十三度十四分四十九・〇秒 東経百三十度二十四分四・九秒
十一月一日から三月三十一日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十五分四十五・二秒 東経百三十度二十五分四十一・一秒 イ 北緯三十三度十五分四十四・三秒 東経百三十度二十五分四十・一秒 ウ 北緯三十三度十五分五十三・九秒 東経百三十度二十五分二十九・二秒 エ 北緯三十三度十五分五十二・六秒 東経百三十度二十五分二十八・二秒
十一月一日から三月三十一日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十五分十四・八秒 東経百三十度二十六分十九・五秒 イ 北緯三十三度十五分十四・二秒 東経百三十度二十六分二十一・二秒 ウ 北緯三十三度十五分三十五・五秒 東経百三十度二十五分五十三・七秒 エ 北緯三十三度十五分三十六・四秒 東経百三十度二十五分五十四・七秒
十一月一日から五月十日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度十九分四十六・九秒 東経百三十度三十一分三十一・四秒 イ 北緯三十三度十九分四十一・九秒 東経百三十度三十一分二十八・五秒 ウ 北緯三十三度十九分四十九・六秒 東経百三十度三十一分二十五・一秒 エ 北緯三十三度十九分四十三・八秒 東経百三十度三十一分二十一・七秒
三月一日から七月三十一日まで	遠賀川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十九分二十一・八秒 東経百三十度三十六分六・四秒 イ 北緯三十三度三十九分二十一・五秒 東経百三十度三十六分六・八秒 ウ 北緯三十三度三十九分二十六・一秒 東経百三十度三十六分十二・二秒 エ 北緯三十三度三十九分二十五・四秒 東経百三十度三十六分十二・八秒
一月一日から五月三十一日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度四十一分五十三・三秒 東経百三十度三十八分四十四・八秒 イ 北緯三十三度四十一分五十二・五秒 東経百三十度三十八分四十四・一秒 ウ 北緯三十三度四十一分五十四・一秒 東経百三十度三十八分五十五・七秒 エ 北緯三十三度四十一分五十三・〇秒 東経百三十度三十八分五十五・一秒
三月一日から六月三十日まで	那珂川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十二分三・一秒 東経百三十度二十五分三十七・一秒 イ 北緯三十三度三十二分一・七秒 東経百三十度二十五分四十・七秒 ウ 北緯三十三度三十二分八・〇秒 東経百三十度二十五分四十一・五秒 エ 北緯三十三度三十二分七・二秒 東経百三十度二十五分四十三・五秒

一月一日から 六月三十日まで		次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十三分五十四・五秒 東経百三十度二十五分五十六・八秒 イ 北緯三十三度三十三分五十五・一秒 東経百三十度二十五分五十九・〇秒 ウ 北緯三十三度三十四分〇・四秒 東経百三十度二十五分五十四・〇秒 エ 北緯三十三度三十四分一・二秒 東経百三十度二十五分五十五・五秒
十月一日から 五月三十一日まで	祓川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度四十三分十・七秒 東経百三十度五十九分四十七・〇秒 イ 北緯三十三度四十三分十・六秒 東経百三十度五十九分四十九・九秒 ウ 北緯三十三度四十三分二十八・一秒 東経百三十度五十九分五十九・九秒 エ 北緯三十三度四十三分二十六・六秒 東経百三十一度〇分一・二秒
一月一日から 五月三十一日まで	城井川水系	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線とオ及びカの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯三十三度三十九分十七・九秒 東経百三十一度三分四十五・一秒 イ 北緯三十三度三十九分二十・九秒 東経百三十一度三分四十八・七秒 ウ 北緯三十三度三十九分三十・四秒 東経百三十一度三分三十二・〇秒 エ 北緯三十三度三十九分三十一・四秒 東経百三十一度三分三十四・四秒 オ 北緯三十三度三十九分二十二・〇秒 東経百三十一度三分三十七・五秒 カ 北緯三十三度三十九分二十二・九秒 東経百三十一度三分三十七・八秒

別記様式第1号(第31条関係)

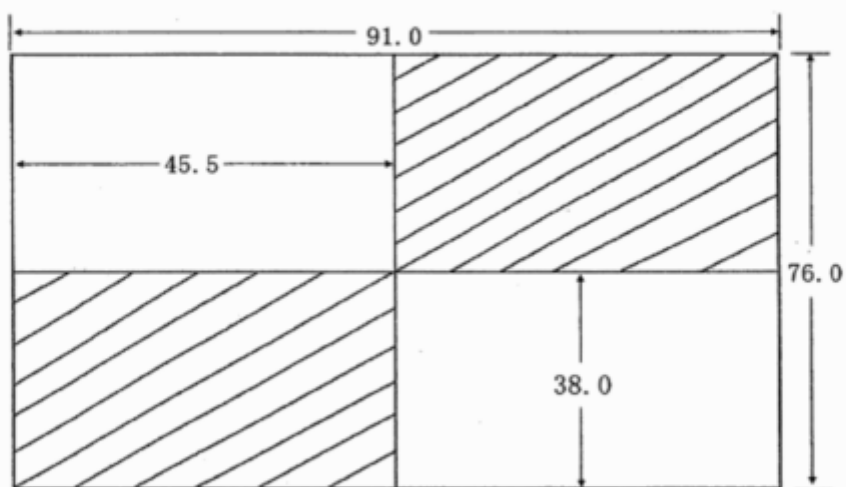
別記様式第1号(第31条関係)

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	フク手123
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	フク自123
上記以外の小型機船底びき網漁業	フク 123
おちのり網漁業	フクノリ123
ごち網漁業	フク吾123
潜水器漁業	フク潜123

備 考 各文字及び数字の大きさは八センチメートル以上、太さは二センチメートル以上、
間隔は二・五センチメートル以上とする。

別記様式第2号(第51条関係)

別記様式第2号(第51条関係)



備 考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に記載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

別記様式第3号(第54条関係)

